

ユーザー様 各位

令和 6 年 8 月 29 日
デンタルシステムズ株式会社

謹啓

貴医院におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
バージョンアップ作業を実施しておりますのでお知らせいたします。

お問い合わせ先

サポートセンター 電話番号 **050-2018-0810**
 F A X 番号 03-6825-6303
 e-mail ds-desk@dentalsystems.jp

月末月初は電話が混み合う場合がありますが、留守番電話に繋がりますのでお名前と電話番号をお残してください。
折り返しご連絡申し上げます。また、ご質問は F A X、メールでも受け付けております。
順次返答させていただきますので、少々お時間をいただくこともございますがご活用ください。

謹白

< バージョン 2.9 2.00 (0001) 変更一覧 >

| | |
|--|----|
| 【令和 6 年 9 月～】の診療報酬改定に対応 令和 6 年 9 月からの「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について」に対応。 | 全国 |
| 入カマスターを更新 各種電算マスターと「医薬品マスター」「郵便番号マスター」を最新のマスターに更新。 | 全国 |
| 機能追加/不具合修正 新機能の追加と不具合の修正を行いました。詳細は『POWER5G バージョンアップ詳細』をご参照ください。 | 全国 |

<機能追加・不具合修正>

機械的歯面清掃処置

機械的歯面清掃処置の自動算定・自動摘要記載の動作について見直しを行いました。

- 同一診療期間内に P 病名が存在せず、P 以外の部位病名での機械的歯面清掃処置の算定であっても、前回算定を行った部位病名で自動算定が行えるように対応。
- 前月に機械的歯面清掃処置の算定があり、**連続で今月も算定を行う場合**、今月は「**前回実施年月**」の**自動摘要を挿入しないように変更**。※月 1 回算定される理由の摘要は必要です。下記の表参照

■ 「根 C」病名で算定する場合

① 根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定している患者様に機械的歯面清掃処置を算定した場合、翌月の自動算定に機械的歯面清掃処置が上がる動作を廃止。

月 1 回の算定を行う場合は、患者登録画面 => 「その他」 => 「その他の設定」
=> 「歯面清掃・月 1 回算定可」 にチェックを付けてください。

② 根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定し、同病名で月 1 回機械的歯面清掃処置を算定する場合、前月に機械的歯面清掃処置の算定があれば今月算定分は自動摘要「**口管強(歯清)**」が挿入されるように変更。

■ 「Ce」または「イナメル質初期う蝕」病名で算定する場合

① エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定し、Ce 病名で機械的歯面清掃処置を算定した場合、翌月の自動算定に機械的歯面清掃処置が上がるように変更。

② エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定し、Ce 病名で月 1 回機械的歯面清掃処置を算定する場合、前月に機械的歯面清掃処置の算定があれば、今月算定分は自動摘要「**口管強(歯清)**」が挿入されるように変更。

- 機械的歯面清掃処置を月 1 回算定する場合の摘要記載や設定は以下の表のようになります。

| 月 1 回算定可の対象 | 自動摘要 (自動印字) | 摘要 (手動でご選択ください) | 「歯面清掃・月 1 回算定可能」 の設定 |
|----------------------------------|----------------|-----------------------|-------------------------|
| 妊娠中の患者様 | なし | 妊娠中(歯清) | 必要 |
| 糖尿病の患者様 | なし | 糖尿病(歯清) | 必要 |
| 歯科診療特別対応加算 1、2、3 を算定している患者様 | なし | 歯科診療特別対応加算 算定後 | 必要 |
| 根面う蝕管理料+口管強を算定していて、特に必要と認められる患者様 | 口管強(歯清) | 特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由; | 必要 |
| エナメル質初期う蝕管理料+口管強を算定している患者様 | 口管強(歯清) | なし | 不要 |